

佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護現場における先進機器（介護ロボット・ICT）の導入を普及・促進し、働きやすい労働環境の充実に資するため、予算の範囲内において佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりである。

(1) 介護ロボット 次のアからウまでの全ての要件を満たす機器をいう。

ア 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある機器であること。（それぞれの定義については、別添1「ロボット技術の介護利用における重点分野」参照）

イ 技術的要件

次の（ア）、（イ）のいずれかの要件を満たす機器であること。

（ア） センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う機器であること。

（イ） 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された機器であること。

ウ 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入若しくはリース又はレンタルできる状態にあること。

(2) ICT機器 次のアからウまでの全てを満たす機器をいう。

ア 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携を含む。）、請求業務を転記等の付随業務が発生せず一気通貫で行うことが可能であるソフトウェア（以下、「介護ソフト」という。）又は、業務で使用するため介護ソフトをインストールしたタブレット端末等であること。（タブレット端末等には、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）をすることを要する。）

イ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画

に基づきサービス提供をするものに限る。) の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(別添2「令和元年5月22日付け老振発0522第1号」参照) に準じたものであること。
ウ 介護ソフトは、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

エ 個人情報保護のために十分なセキュリティ対策が講じられていること。

なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版(平成29年5月)」を参考にすること。

(3)「先進機器導入計画」とは、この補助金を受けるに当たって介護サービス事業所が自所属の介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のため、導入後3年間で達成すべき目標、導入すべき機器及び期待される効果等を記載したものであって、別表2の介護ロボット・ICT機器の①に該当する補助率を適用する場合は、介護ロボットにおいては、「介護サービス事業所における生産性向上に資するガイドライン(パイロット事業改訂版)」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成28年度)を参考にしつつ、以下の内容が記載したもの。

ア 介護ロボット

- ・従前の介護職員等の人員体制
- ・介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制
- ・利用者のケアの質や休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組

イ ICT機器

- ・導入する意義・目的
- ・導入する機器等
- ・期待される効果
- ・LIFEの利用申請の有無
- ・データ連携の有無(有(予定を含む)の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等)

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、佐賀県内で介護保険法上の指定又は許可を受けた介護サービス事業所で先進機器を導入する者(以下「交付対象者」という。)とする。

2 交付対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 交付対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費)

第4条 この補助金の対象経費は、次のとおりとする。

(1) 介護ロボット

ア 介護ロボットの購入若しくはリース又はレンタルに係る経費

イ 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費のうち、いずれかの経費

(ア) Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

(配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)

(イ) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。)

(ウ) 介護ロボット機器を用いて得られる情報記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

ウ 既に見守り機器を導入している場合における見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備に必要な経費

(2) ICT機器

ア ICT機器の購入若しくはリース又はレンタルに係る経費

イ ICT機器導入に係る経費 (クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等の経費、wi-fi 環境整備費など)

ウ 各業務が一気通貫で行うことを可能とするために複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加するための

経費（LIFE 対応のための改修経費も含む。）

エ 既に介護ソフトによって各業務が一気通貫となっている（又はなる予定の）場合における以下の経費

（ア）タブレット端末等の増設経費

（イ）職員間の情報共有や職員の移動負担軽減等のためのインカムの導入経費

（ウ）バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）の導入経費

- 2 保険料、メンテナンス費用、通信費、消費税及び地方消費税は含まないものとする。
- 3 機器の導入の方法がリース又はレンタルによる場合は、原則3年以上のリース又はレンタル契約を締結するものとし、この場合において対象となる経費は、申請する年度分のリース又はレンタル料及び初期設定に要する費用の総額とする。
- 4 交付決定前に購入若しくはリース又はレンタル契約を締結したものは補助の対象外とする。
- 5 本事業と同趣旨の事業による補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているものは補助の対象外とする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次の各号により算出する。

（1）介護ロボット

ア 別表2の補助区分ごとに、前条に定める対象経費に別表2の補助率を乗じて得た額又は別表1で定める基準額のいずれか低い方の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 1回当たりの補助の対象となる介護ロボットの台数は、別表1で定める台数を限度とし、端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。ただし、利用定員数の定めがないサービスにあっては、過去1年間の1日当たり平均利用者数を利用定員数とすることを基本とする。

ウ 先進機器導入計画1計画につき、1回の補助とする。ただし、見守り機器導入に伴う通信環境整備においては1事業所につき、1回の補助とする。

（2）ICT機器

ア 別表2の補助区分ごとに、前条で定める対象経費に別表2の補助率を乗じて得た額又は別表1で定める基準額のいずれか低い方の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 1事業所につき、1回の補助とする。ただし、補助額の合計が基準額の範囲内であれば2回目の補助も可能とする。この場合の基準額は、別紙で定める基準額から1回目の補助額を除いた額とする。

- 2 寄付金その他収入金があるときは、交付の額の算定に当たり、対象経費から当該寄付金その他収入金の額を控除する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書は、別に定める日までに知事に提出するものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付決定（交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件）をするものとする。

2 知事は、前項に規定する交付決定をしたときは、速やかに交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。

ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない先進機器導入計画の細部の変更であって、補助金額の変更を伴わない場合

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、別添3「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産（以下この項において「財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 交付対象者は、先進機器導入後、原則として3年間、先進機器導入計画に基づいて導入した先進機器によって得られた効果等について、様式第2号により毎年4月末日までに電子メールで県に報告すること。ただし、報告期限の時点で導入後6月を経過しておらず、効果検証等ができないものについては、6月経過後、速やかに県に報告すること。また、ICT機器を導入の場合は、別途、導入製品の内容や導入効果等（具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については毎年度通知する。）についても報告すること。
- (11)（ICT機器の導入を行う）交付対象者は、厚生労働省において運用されているLIFEへの対応を踏まえた機器を導入すること、又、LIFEによる情報収集に協力すること。
- なお、LIFEへの登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、CSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用すること。
- (12) 交付対象者が(1)から(11)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。
- 3 第1項第4号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、様式第4号のとおりとする。

（実績報告）

- 第9条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書は、本事業の完了した日から起算して1か月以内（本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は当該年度末のいずれか早い期日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

（額の確定）

- 第10条 知事は、前条の実績報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第2号に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 11 条 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 6 号のとおりとする。

(報告及び検査等)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは交付対象者に質問することができる。

2 交付対象者は、前項の検査等に積極的に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。

別表1
補助基準額及び補助上限台数

種別	項目	基準額	補助上限台数	備考
介護ロボット	移乗支援 (装着型・非装着型) 入浴支援	1,000,000円/1台	利用定員の2割(1/5)	補助上限台数において、利用定員数の定めがないサービスにあつては、過去1年間の1日当たり平均利用者数を利用定員数とする。 見守り機器導入に伴う通信環境整備は1事業所につき、1回の補助とし、その他は1計画につき1回の補助とする。
	上記以外	300,000円/1台		
	見守り機器導入に伴う通信環境整備	1,500,000円/1事業所		

種別	基準額	備考
ICT機器	事業所規模に応じて基準額を設定 職員数 1人～10人 1,000,000円 職員数 11人～20人 1,600,000円 職員数 21人～30人 2,000,000円 職員数 31人～ 2,600,000円	職員数は(常勤・非常勤問わない)、申請時点における常勤換算方式により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、整備及び運営に関する基準」第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅訪問サービスを提供する職員及び管理者、生活相談員の職員については、業務の性質上、実人数として差し支えない。 事業所につき、1回の補助とする。ただし、補助額の合計が基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。

別表 2
補助率

1 介護ロボット

	区分	補助率
	○以下の要件を満たす介護事業所に補助をする場合 ・少なくとも見守りセンサーやインカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。 ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。	4分の3
	○上記以外の事業所に補助する場合	2分の1

2 ICT機器

	区分	補助率
	○以下の要件を満たす介護事業所に補助をする場合 ・LIFEにデータを提供している又は提供を予定していること（ 1） ・事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること（ 2）	4分の3
	○上記以外の事業所に補助する場合	2分の1

- 1 導入計画によりLIFEの利用申請を行っていること。なお、LIFEへの登録については、データ入力にかかる負担を軽減する観点から、CSV連携の標準様式を実装した介護ソフトを活用すること。
- 2 導入計画により具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を確認すること。
 なお、ここでいう「データ連携」は、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている場合を想定している。